

屋外広告物の種類と許可権者

許可権者		市長、瑞穂町長 (※)	多摩建築指導事務所長(東京都)	申請先
広 告 板	①屋上 ②地上(建植)	×	○	市、瑞穂町の窓口 (※※)
	③壁面	表示面積20㎡以下のもの	表示面積20㎡を超えるもの	市、瑞穂町の窓口 (※※)
	④突出	① 1面または2面表示の広告板 1面の表示面積が10㎡以下のもの	① 1面または2面表示の広告板 1面の表示面積が10㎡を超えるもの	市、瑞穂町の窓口 (※※)
		② 3面表示の広告板 総面積20㎡以下のもの	③ 3面表示の広告板 総面積20㎡を超えるもの	市、瑞穂町の窓口 (※※)
⑤広告塔	高さ2m以下のもの	高さ2mを超えるもの	市、瑞穂町の窓口 (※※)	
⑥小型広告板、アーチ、 装飾街路灯、店頭装飾	×	○	市、瑞穂町の窓口 (※※)	
⑦広告幕、立看板等、 広告旗、はり紙、はり札等	○	×	市、瑞穂町の窓口 (※※)	
⑧アドバルーン	電飾なし	電飾あり	市、瑞穂町の窓口 (※※)	
⑨電柱・街路灯柱利用広告、 標識利用広告(※※※)、 車体利用広告	×	○	市、瑞穂町の窓口 (※※)	

※ 日の出町、奥多摩町、檜原村については多摩建築指導事務所長

※※ 日の出町、奥多摩町、檜原村及び複数の市域にかかる申請(車体利用広告等)は多摩建築指導事務所の窓口

※※※ 標識利用広告とは、消火栓標識やバス停標識等を利用した広告物です。

注:複数の広告物を申請される場合で、市長許可分と多摩建築事務所長許可分とがある場合(例えば壁面広告板と地上設置広告板)は、それぞれに申請書・手数料が必要です。